

# 中 国 の 社 会 福 利

- 1.はじめに
- 2.中国の社会福利施策
  - (1)身体障害者とその施策
  - (2)老人ホーム I——南磨房郷敬老院
  - (3)老人ホーム II——上海第一福利院
- 3.中国社会保障の転機

## 1 はじめに

福 武 直

(社会保障研究所長)

中国では、社会福祉という言葉は使わず、社会福利という。その社会福利の現状を視察するため、私は日本社会福利学者友好訪中団を組織し、本年4月29日成田を出発して、北京と上海で多くの施設を見学し、5月7日に帰国した。

北京では、到着早々、最近発足したばかりの中国残疾人福利基金会の幹部と人民大会堂において会見し、リハビリ・センター設立の構想を聞いた。翌日は、四季青人民公社を訪ね、敬老院(老人ホーム)、病院、托児所を見学、5月1日、労働人民文化宮で五一國際労働節(メイデー)の慶祝活動の一端をみた後、2日には、南磨房郷の敬老院を、3日には、障害者福祉工場である北京五金廠、北京第三聾啞学校を訪ねた。

5月3日北京を発って杭州に向い、4日杭州遊覧後上海に着き、5日、国際和平婦幼保健院、上海第一福利院(有料老人ホーム)、6

日、嘉定県長征人民公社の敬老院と托児所および藩爪弄工人新村(労働者住宅団地)を視察し、出発日の7日午前、社会福利工場である上海低圧電二廠という身障者工場を見学した。

この訪中国には、本研究所の研究員三上英美子、武川正吾の両君も参加したが、この両君が視察した老人ホームのうち2、3の実情をスケッチすることにした。そして、身障者と身障者施策について、同行した明治学院大学の三和治教授に概要を綴つてもらうことになった。紙数が限られているので充分な説明はできかねたかと思うが、これによって「中国の社会福祉施策」の現状の一端が理解されるならありがたい。中国の社会保障や社会福祉については、殆んど知られていないので、この短かい視察記も何らかの役にたつであろうと考えられるのである。

なお、この訪中団は、上記の視察見学のほかに、中国社会科学院社会学研究所、上海社会科学院社会学研究所、上海大学文学院社会学系などの社会学者や社会福利学者とも交流したし、北京大学では、私が「日本の社会と社会保障」について、また上海市社会学会の

特別集会で三浦文夫君が「日本社会福利の課題と展望」という題目で、それぞれ講演して質疑応答を行なった。

とくに、私は、北京大学において、日本の年金改革にふれて、中国でも退休金（労働者退職年金）が高すぎると指摘したし、上海社会科学院社会学研究所の社会福利学者から中国の実情について聴取した際にも、同様の議論をした。そして、私が前回日中社会学会友好訪中国を引率して訪ねて、若干の疑問と主張を提示したときは異なる反応がみられたことを興味のある変化であると思った。

そこで、ここでは、「中国の社会福利施策」について、老後の所得保障問題を中心に、「中国社会保障の転機」の萌芽とその必然性について、小論を記しておきたいと考える。福祉施設の見学記とともに、中国の社会福利への関心が高まる機縁ともなれば幸いである。

## 2 中国の社会福利施策

### (1) 身体障害者とその施策

三 和 治

(明治学院大学教授)

はじめにことわっておかなければならぬことは、われわれ日本での社会福祉事業や欧米諸国にする social welfare services などといった形での社会的な援助が現在の中華人民共和国に存在していないという事実である。中国には確かに敬老院があり、盲ろうあ学校があり、視覚障害者の働いている工場がある。またそこに就労している障害者もい

る。敬老院の視察のあと質疑応答で、日本の老人福祉施設の状況を前提とした質問、例えば措置費的な発想のそれは、それ自体明らかに事実の混同であるが、老人生活の状況を見ている中に、それらが日本の社会福祉事業のなかでの老人福祉事業と矛盾なく共通事項となってしまうようである。障害者もこれと似た状況がある。確かに身体的に不自由な人達はおり、その人達の学んでいる学校もあれば、その子供達が収容、訓練を行っている施設もある。しかしあが国においてみられるような身体障害者福祉法や身体障害者雇用促進法などの法律はない。したがって身体障害者や障害者という用語自体もないし、その障害者の定義も見られないが、現実に見られている身体的な不自由者を表現する用語として「残疾人」が使われている。この言葉はわれわれが使っている身体障害者に相当する用語である。身体障害者に限定しても、関連する資料、文献は寡聞にしてか、接していない状態にある。いきおい二回程度の中国訪問における見聞に基く記述にならざるを得なかつたこと、今後の調査研究にまたざるを得ないことを、ことわらざるを得ない。また文中では身体障害者と表現しているものの、その内容は児童を含めた大まかなものであることもことわりたい。

中国における残疾人の定義ないし、その範囲は必ずしも明らかでない。この用語を明記しているのは、1984年3月10日に発足した「中国残疾人福利基金会章程」であるが、この規定に「残疾人」はどういう状態を指すのかの説明はない。

しかし、わが国において身体障害者という